

龍郷町公告第11号

令和7年度鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）に係るイノシシ侵入
防止柵資材購入の一般競争入札に関する公告

令和7年度鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）に係るイノシシ侵入防止
柵資材購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令
（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定及び（龍郷町契約規則昭和59年龍郷
町規則第5号。以下「規則」という。）第2条の規定により、公告する。

令和7年8月29日

龍郷町長 竹田 泰典



1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和7年度イノシシ侵入防止柵資材購入
- (2) 納入場所 龍郷町浦1062-10
龍郷町浦選果場地内
- (3) 数量・特質等 入札説明書（仕様書及び仕様書明細）のとおり
- (4) 納入期限 令和7年12月26日（金）

ただし、資材の準備が整い次第、納入願います。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 龍郷町物品の調達等に係る指名競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 龍郷町より指名停止の通知を受けている期間中でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者でないこと。

3 一般競争入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たすものに対し、一般競争入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

龍郷町浦110番地 龍郷町農林水産課

電話0997-62-3111（内線2253）

(2) 交付期間

告示の日から令和7年9月5日（金）まで（ただし、祝祭日を除く。）

午前9時から午後4時まで

(3) 交付費用 無料

4 一般競争入札参加資格申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、受付期間内において一般競争入札参加資格を申請していない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格申請書

イ 龍郷町物品の調達等に係る競争入札参加資格を有していることを証明する書類

(2) 受付期間

令和 7 年 8 月 29 日（金）から令和 7 年 9 月 8 日（月）まで

（ただし、祝祭日を除く。）午前 9 時から午後 4 時まで

（３） 受付場所 ３（１）に同じ。

（４） 提出方法 持参によるものとする。

５ 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

（１） 通知書交付場所 ３（１）に同じ。

（２） 通知書交付日時 ４（２）に同じ。

なお、通知書交付日時までに結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

６ 一般競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

（１） ２に定める資格要件を満たさなくなったとき。

（２） 一般競争入札参加資格申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

７ 一般競争入札手続等

（１） 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（２） 一般競争入札の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 9 月 9 日（火）午前 10 時から

イ 場所 龍郷町浦 110 番地 龍郷町役場 2 階 第 2 会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、規則第6条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年9月9日(火) 入札終了後直ちに行うものとする。

イ 場所 7(2)イに同じ。

(5) 落札者の決定方法

規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

規則第13条の規定を満たしていない入札は無効とする。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、規則第33条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否 要

9 その他 詳細は、入札説明書によるものとする。